

確認検査業務手数料規程

(主旨)

第 1 条 この規程は、別に定める「株式会社ACS熊本確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社ACS熊本(以下「ACS」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第 2 条 業務規程第17条(第24条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(次3号に掲げる場合及び移転の場合を除く。)当該建築にかかる部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をACS以外の者から受けている場合、当該建築に係る部分の床面積
- (3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をACSから受けている場合、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (4) ACSが確認審査中であった建築物の計画を大規模に変更して建築物を建築する場合、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (5) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。)当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の面積の二分の一
- (6) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

(既存不適格建築物への遡及適用がある増築等の確認の申請手数料)

第 2 条の2 既存不適格建築物に構造耐力規定の遡及適用がある増築等の確認の申請に係る手数料は、当該増築等に係る建築物の部分として前条の規定により対象となる面積と、当該遡及適用される建築物の部分の床面積の合計の二分の一の面積とを合計した面積により別表第1を適用する。

(年間の申請件数に応じて適用する特別料金)

第 2 条の3 年間の申請件数が一定量を超える顧客に対して、特別料金を設定する場合がある。

制定 平成22年09月3日

改訂 平成23年11月1日

改訂 平成25年07月1日